

CABO FIT24利用規約

第1条【名称】

本クラブはCABO FIT24(以下本クラブという)と称します。

第2条【目的】

本クラブは、フィットネスを通じ会員様の健康増進並びに会員相互の親睦を図ると共に、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第3条【運営及び管理】

本クラブは、兵庫県宝塚市安倉西4丁目25-1 株式会社L.B.S(以下会社という)が運営、管理を行います。

第4条【会員制度】

- (1) 本クラブは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められた会員種別で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
- (2) 本クラブに入会される方は、本規約を承諾し、本クラブが定める入会申込書・誓約書等を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められ、施設を利用することができます。
- (3) 会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。
- (4) 本クラブは**土足禁止**となっております。ご利用の際は、靴の履き替えをお願い致します。

第5条【入会資格】

本クラブに入会できる方は、中学校卒業以上の方で本クラブの趣旨に賛同し本会則を承認した方とします。尚、本クラブはその自由な裁量により入会申し込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

- (1) 中学校卒業以上の方で、本会則および本クラブの諸規則を遵守する方。
- (2) 医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に支障がないと申告された方。
(健康状態に疑義のある方は別途ご相談ください。)
- (3) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (4) 過去または現在において反社会的勢力(暴力団、暴力団員、関係団体及びその関係者)に属さず、関係を一切持っていない方。
- (5) タトゥーや入墨等のある者は、本クラブ内においてタトゥーや入墨の露出を一切行わないことを同意できる方。
- (6) 所属する学校または団体においてフィットネスジムへの入会が禁じられていない方。

第6条【入会手続】

会社は、本会則を承認のうえ入会手続を行い、会社の承認を得たうえ、既定の入会登録料・会費等を納入して会員の資格を得た方を本クラブの会員とします。

第7条【未成年者の取扱い】

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条【入会登録料・会費等】

- (1) 入会登録料・諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、会社がこれを定めます。
- (2) 会員は、会費等を、本クラブ所定の方法で支払うものとし、支払時期は在籍する月の月末までの分を、当月27日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払分につきましては別途とします。
- (3) 一旦納入しました入会登録料及び月会費はお客様のいかなる事由がありましても、返還いたしません。
- (4) 会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更するすることができます。
- (5) 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合は、会社は会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に14.6%の割合で計算される金額を遅延利息として、会費等その他の債務と一括して会社が指定する方法で会員に対し支払いを求めることが出来るものとします。また、その際に必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第9条【退会】

- (1) 退会手続は、退会を希望される月の10日までにを行うものとし、その場合は当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降の退会手続きの関しては、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- (2) 退会手続きは電話、電子メール、FAX等による申し出は受付出来ず、本クラブが定める所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
- (3) 会員の都合等により会費が2カ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。
- (4) 滞納がある場合は、法的手段をもって完納いただきます。

第10条【会員除名】

会員が下記の各項に該当するときは、会社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- (1) 本クラブの会則、その他諸規則に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (3) 会費その他の債務を滞納し会社からの催促に応じないとき。
- (4) 入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (5) 会社が本クラブ会員としてふさわしくないと判断したとき。

第11条【解約】

会社が会員を当クラブ会員として不適切であると判断した場合には、会員契約を一方的に解約することができます。

第12条【会員資格喪失】

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

- (1) 会員が退会したとき。ただし、事前に会社に所定の届出を行うものとします。
- (2) 会員が除名されたとき。
- (3) 第11条により、会員契約を解約したとき。
- (4) 会員が死亡したとき。
- (5) 法人が解散したとき。
- (6) 経営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき。

第13条【休会】

会員が本クラブを休会する場合は、休会届を前月10日までに提出のうえ、所定の手続きを行わなければならない。また、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとなり、各月の11日以降に休会手続きが取られた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。休会費は1ヵ月につき1000円(税抜)とします。休会手続きを行う際には、復帰月をご記入頂きます。休会期間終了後は、自動的に通常月会費の請求が開始となります。また、滞納がある場合は完納いただきます。

第14条【損害賠償】

- (1) 本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
- (2) 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
- (3) 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- (4) 本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等(死亡等重大事故は除く)については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。

第15条【遺失物・忘れ物・放置物】

- (1) 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
- (2) 忘れ物・放置物については、原則として1ヵ月間保管した後に処分させていただきます。

第16条【その他諸規則の改定】

会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、会社は1ヶ月前までに施設内への提示及び当社ウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

第17条【閉鎖及び解散】

会社は、必要と認めた場合、本クラブを閉鎖および解散することができます。尚、この場合、閉鎖や解散がなされた翌月以降の諸会費・諸料金は返還致します。(数ヵ月単位で入会された場合は、既に頂いている諸会費・諸料金から、閉鎖や解散が適用された月までの料金を差し引いた残金を返還致します)。

- (1) 施設の改造または修理の時。
- (2) 本クラブが企画し実施する諸活動を行うとき。
- (3) 天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。
- (4) 経営上重大な理由があるとき。

第18条【入場禁止・退場】

会社は、会員が下記の各項に該当する場合は、その会員を本クラブへの入場禁止及び退場を命じることができます。

- (1) 伝染病等に罹患しているとき。
- (2) タトゥー(刺青)を露出する行為。
- (3) 法律で禁止された薬物等を使用する行為。
- (4) 大声、または奇声などを発する行為。
- (5) 施設の器具または什器や備品関係を故意または過失により破損する行為。
- (6) 施設利用時に、本クラブがふさわしくないと判断した服装や履物、または装飾品などを身につけて運動等を行う行為。
- (7) 営利目的または宗教等に関連すると評価される勧誘、広告や宣伝活動、その他本クラブの秩序を乱す行為。
- (8) 著しく不潔な身体や服装または過度な露出等により、他の会員等の第三者に対し不快感を与える行為。
- (9) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- (10) 許可なく館内を撮影する行為。
- (11) 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- (12) 他人を誹謗中傷すること。
- (13) 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- (14) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- (15) 施設内に落書きや造作をすること。
- (16) 動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は除外する。
- (17) 危険物を館内に持ち込むこと。
- (18) 酒気を帯びての来館もしくは館内での飲酒・喫煙。
- (19) 会社従業員への業務を妨げる行為。
- (20) 他人へのストーカー行為。
- (21) 他人の施設利用を妨げる行為。
- (22) 入館に際し、虚偽の申告をした場合。
- (23) その他本状各号に準じる行為。

第19条【罰則】

会員が会員以外の人間を入場させる行為が発覚した場合(共連れ等)は、罰則として金十万円を支払っていただき、以後の入場を一切禁じます。

第20条【裁判管轄】

会員と会社側との間で訴訟などの紛争が生じた場合は、会社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。